

議案第11号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のおり鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96

条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成17年6月16日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(知的障害児施設における使用料等の徴収)</p> <p>第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第4項に規定する児童短期入所（次条及び第6条において「児童短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園の利用については、同法第21条の10第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第21条の25第1項の措置による利用については、この限りでない。</p> <p>(肢体不自由児施設における使用料及び手数料の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第4条第4項に規定する知的障害者短期入所（次条において「知的障害者短期入</p>	<p>(知的障害児施設における使用料等の徴収)</p> <p>第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第4項に規定する児童短期入所（次条において「児童短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園の利用については、同法第21条の10第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第21条の25第1項の措置による利用については、この限りでない。</p> <p>(肢体不自由児施設における使用料及び手数料の徴収)</p> <p>第5条 略</p>

所」という。)に係る鳥取県立総合療育センターの利用については、同法第15条の5第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第15条の32第1項の措置による利用については、この限りでない。

3 略
4 略

(知的障害者更生施設における使用料の徴収)

第6条 知的障害者短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用については、知的障害者福祉法第15条の5第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第15条の32第1項の措置による利用については、この限りでない。

2 児童短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用については、児童福祉法第21条の10第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第21条の25第1項の措置によ

2 略
3 略

(知的障害者更生施設における使用料の徴収)

第6条 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第4条第4項に規定する知的障害者短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用については、同法第15条の5第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第15条の32第1項の措置による利用については、この限りでない。

る利用については、この限りでない。

3 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第4項に規定する身体障害者短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用については、同法第17条の4第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第18条第1項の措置による利用については、この限りでない。

4 略

5 前各項の使用料は、第9条の規定に基づき当該施設の管理に関する事務の委託を受けた社会福祉法人鳥取県厚生事業団にその収入として収受させる。

2 略

3 前2項の使用料は、第9条の規定に基づき当該施設の管理に関する事務の委託を受けた社会福祉法人鳥取県厚生事業団にその収入として収受させる。

第2条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下この条において「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下この条において「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事（次条に規定する指定管理者が鳥取県立社会福祉施設の管理を行う場合にあっては、当該指定管理者）の許可を受けなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次の表の左欄に掲げる種別の同表の中欄に掲げる鳥取県立社会福祉施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる業務を行わせるものとする。</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p>

種別	名称	業務
知的障害者更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園	(1) 施設設備の維持管理に関する業務 (2) 入所者の保護及びその更生に必要な指導訓練に関する業務
	鳥取県立鹿野第二かちみ園	(3) 前2号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務
養護老人ホーム	鳥取県立皆生尚寿苑	(1) 施設設備の維持管理に関する業務
		(2) 入所者の養護に関する業務
		(3) 前2号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務
軽費老人ホーム	鳥取県立福原荘	(1) 施設設備の維持管理に関する業務

- | | |
|--|--|
| | <p>(2) 入所者に対する給食その他日常生活上必要な便宜の供与に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務</p> |
|--|--|

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(知的障害者更生施設及び養護老人ホームにおける指定管理者の選定の特例)

第6条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「指定管理者条例」という。）第5条第1項第1号及び第3項の規定により、指定管理者条例第3条及び第4条の規定によらず、鳥取県

立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園及び鳥取県立皆生尚寿苑の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(知的障害児施設における使用料等の徴収)

第7条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第4項に規定する児童短期入所（次条及び第9条において「児童短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園の利用については、同法第21条の10第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第21条の25第1項の措置による利用については、この限りでない。

(肢体不自由児施設における使用料及び手数料の徴収)

第8条 略

(知的障害者更生施設における利用料金)

第9条 知的障害者短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、知的障害者福祉法第15条の5第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。ただし、

(知的障害児施設における使用料等の徴収)

第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第4項に規定する児童短期入所（次条及び第6条において「児童短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園の利用については、同法第21条の10第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第21条の25第1項の措置による利用については、この限りでない。

(肢体不自由児施設における使用料及び手数料の徴収)

第5条 略

(知的障害者更生施設における使用料の徴収)

第6条 知的障害者短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用については、知的障害者福祉法第15条の5第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第15条の32

し、同法第15条の32第1項の措置による利用については、この限りでない。

2 児童短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、児童福祉法第21条の10第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。ただし、同法第21条の25第1項の措置による利用については、この限りでない。

3 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第4項に規定する身体障害者短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、同法第17条の4第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。ただし、同法第18条第1項の措置による利用については、この限りでない。

4 知的障害者福祉法第5条第2項に規定する知的障害者施設支援に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、同法第15条の11第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。ただし、同法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

第1項の措置による利用については、この限りでない。

2 児童短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用については、児童福祉法第21条の10第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第21条の25第1項の措置による利用については、この限りでない。

3 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第4項に規定する身体障害者短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用については、同法第17条の4第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第18条第1項の措置による利用については、この限りでない。

4 知的障害者福祉法第5条第2項に規定する知的障害者施設支援に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用については、同法第15条の11第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

5 前各項の利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

(軽費老人ホームにおける使用料又は利用料金)

第10条 鳥取県立岩井長者寮の利用については、別表第3に定める額の範囲内において、利用者の経済的事情に応じて規則で定める額の使用料を徴収する。

2 鳥取県立福原荘の利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

3 前項の利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

4 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(使用料、手数料及び利用料金の減免)

第11条 略

2 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、鳥取県立福原荘に係る利用料金を減額し、又は免除しなけ

5 前各項の使用料は、第9条の規定に基づき当該施設の管理に関する事務の委託を受けた社会福祉法人鳥取県厚生事業団にその収入として収受させる。

(軽費老人ホームにおける使用料の徴収)

第7条 鳥取県立岩井長者寮及び鳥取県立福原荘の利用については、別表第3に定める額の範囲内において、利用者の経済的事情に応じて規則で定める額の使用料を徴収する。

(使用料及び手数料の減免)

第8条 略

ればならない。

(管理の委託)

第9条 知事は、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する事務を次

のとおり委託する。

種別	名称	委託先	委託事務
知的障害者更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全並びに入所者の保護及びその更生に必要な指導訓練に関する事務
	鳥取県立鹿野第二かちみ園		
養護老人ホーム	鳥取県立皆生尚寿苑	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全及び入所者の養護に関する事務
軽費老人ホーム	鳥取県立福原荘	社会福祉法人米子福祉会	施設設備の保全及び入所者に対する給食その他日常生活上必要な便宜の供与に関する事務

(規則への委任)

第12条 略

別表第1 (第8条関係)

略

別表第2 (第8条関係)

略

別表第3 (第10条関係)

略

(規則への委任)

第10条 略

別表第1 (第5条関係)

略

別表第2 (第5条関係)

略

別表第3 (第7条関係)

略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第2条の規定による改正後の鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第4条の規定による指定及び新条例第6条の規定による選定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前の鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園及び鳥取県立福原荘の利用に係る使用料の徴収については、新条例第9条及び第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日前に第2条の規定による改正前の鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定によりさされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりさされた許可その他の行為とみなす。